

バナナ通信

🍌 第58号 🍌

～沖縄県内のNPO法人向けの情報誌～



今号の内容： **NPO法改正による役員**の欠格事由の変更について 他

注目!

- 2頁 NPO法上の手続きについて
- 3頁 役員
- 4頁 NPO法改正の詳細



NPO法人のみなさまへ

沖縄県議会には陳情として「休眠NPO法人、事業報告書未提出NPO法人に関する陳情」が提出され、県はNPO法人への指導監督について、しっかり取り組むよう求められています。

NPO法人は法令や定款に従い、そして、自らの情報を積極的に公開することにより、県民等からの信頼を得ていきます。

NPO法第29条、第30条では事業報告書等の提出、公開について規定されていますが、平成30年度事業報告書等を期限内に提出している法人は令和2年1月末現在で約56%となっています。

NPO法を正しく理解し、事業報告書等を期限内に提出する等、NPO法やその他の法令及び定款の定めに従って活動していきましょう。

令和2年3月1日現在

- ・ 沖縄県内NPO法人 504法人
- ・ 沖縄県内認定NPO法人 6法人

- ・ 法人設立認証縦覧中の団体 3団体

- ・ 解散法人 累計 149団体
- ・ 認証取消 累計 105体

発行日：令和2年3月30日

発行：沖縄県NPOプラザ

(沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課内)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2(3階)

TEL 098-866-2187 FAX 098-866-2789

E-mail: npo-plaza01@pref.okinawa.lg.jp

ホームページ

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>





NPO法上の手続きについて



NPO法には、NPO法人に係る諸手続きについて定められています。
特に次の点にはご注意ください。

1. 事業報告書等は、事業年度終了後 3か月以内に提出しましょう！

〈 事業報告書等の提出にあたっての留意点 〉

・定款に則った手続きを経て提出しましょう。

(例)事業報告書等作成 → 監事による監査 → 総会での承認
→ 提出

2. 役員変更等届出書を提出しましょう！

・役員に変更があったとき

新任、任期満了、辞任、解任、死亡、住所変更、改姓など・・・

・役員に変更がなくても、改選の都度、届け出
が必要です。

※改選の都度、代表者の登記(法務局)をしま
しょう。

3. 定款変更に関する手続き

・定款変更認証申請書 or 定款変更届出書

・総会の議事録(原本証明)

・新定款2部

・事業の変更がある場合、事業計画書2か年分及び活動予算書(活動
予算書の注記含む)2か年分

〈 役員変更等届出書、定款変更手続き書類の提出について 〉



特定非営利活動法人の設立及び管理・運営の手引き又は、
沖縄県NPOプラザホームページをご参照ください。

NPO法改正により役員^の欠格事由が一部変更になります

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」が制定され、成年被後見人等を資格等から一律に排除する規定のある制度については、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度で必要な能力の有無を判断する規定に改正されることとなりました。

これに伴い、特定非営利活動促進法（NPO法）及び同法施行規則が一部改正され、NPO法人の役員^の欠格事由が一部変更になりました。

（施行日：令和元年12月14日）

〈 主な改正内容 〉

役員^の欠格事由のうち、「成年被後見人又は被保佐人」を削除し、「精神の機能の障害により役員^の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改めるもの。

今回の改正により役員就任時に提出する「**就任承諾及び宣誓書**」の様式例が一部変更となっていますので、ご注意ください。様式例は、沖縄県NPOプラザホームページよりダウンロードできます。

（沖縄県NPOプラザ）

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/shohikurashi/anzenkatsudo/test.html>



役員^の改選による再任時にも、今一度、欠格事由を確認の上、「**就任承諾及び宣誓書**」を作成することをおすすめします。

※就任承諾及び宣誓書は法人保管です。

～ NPO法の改正後・改正前条文、該当する内閣府令の条文は4頁をご参照ください ～

ONPO法の改正後、改正前の詳細(変更箇所は太字・下線になっています。)

改正後(現行)

(役員欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(中略)に違反したことにより、又は刑法(中略)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 暴力団の構成員等
- 5 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 6 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの(※1)

改正前

(役員欠格事由)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 破産者で復権を得ないもの
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 4 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(中略)に違反したことにより、又は刑法(中略)の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 5 暴力団の構成員等
- 6 第43条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者

(※1)内閣府令(特定非営利活動促進法施行規則)

(役員欠格事由のうち内閣府令で定めるもの)

第2条の2 法第20条第6号に規定する内閣府令で定めるものは、精神の機能の障害により役員職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。